

平成 28 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成29年3月17日 平成28年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成30年3月12日 平成29年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成31年3月4日 平成30年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成28年度島根県計画に規定する目標を再掲し、平成30年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体（目標） ※H28基金計画の目標を転記

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

島根県においては、東西に長い（約230km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、将来の医療需要や関係機関の協議を踏まえ、求められる医療機能の充実に係る支援及び構想区域を越えた医療機能の連携・病床再編の促進などに取り組む。

なお、地域医療構想が策定されるまでの間は、回復期病床への転換等、構想未策定の現状でも必要な病床機能の分化及び連携に向けた施設設備整備への支援を図る。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 7箇所
- ・病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数 7区域（県全区域）
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
1,076件（H27年度）→1,400件（H30年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
25,186枚（H28.3）→35,000枚（H29.3）

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

（数値目標）※数値目標は、島根県保健医療計画及び島根県総合発展計画第3次実施計画に基づくもの

- ・往診・訪問診療を行っている医療機関数
576カ所（H28.3）→577カ所（H29年度）
- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）
311人（H28.3）→380人（H31年度）

- ・在宅（老人ホームを含む）の看取り率
19.5%（H27.3）→21.0%（H29年度）

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

（数値目標）※数値目標は、第6期介護保険事業計画（H26年度→H29年度）に基づくもの

- ・地域密着型介護老人福祉施設 480床 → 578床
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるサービス見込量
20人 → 142人
- ・認知症対応型デイサービスセンターにおけるサービス見込量 876人 → 966人
- ・認知症高齢者グループホームにおけるサービス見込量 1,896人 → 2,046人
- ・小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 1,220人 → 1,578人
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 21人 → 139人

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

（数値目標）※数値目標は、島根県総合発展計画第3次実施計画に基づくもの

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数
120人（H27年度）→175人（H31年度）
- ・病院、公立診療所の医師の充足率
76.5%（H27年度）→80%（H31年度）
- ・病院の看護師の充足率
95.7%（H27年度）→97%（H31年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

平成37年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（326人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・平成37年度(2025年度)における介護職員需給ギャップ(326人)の解消

2. 計画期間

平成28年度～平成30年度

□島根県全体(達成状況)

1) 目標の達成状況

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 9箇所
※【目標値】7箇所
- ・病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数 7区域(県全区域)
※【目標値】7区域(県全区域)
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数(月平均)
1,076件(H27年度)→3,099件(H30年度)
※【目標値】1,400件
- ・まめネットカード発行枚数(県民の参加数)
25,186枚(H28.3)→51,539枚(H31.3)
※【目標値】35,000枚

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・往診・訪問診療を行っている医療機関数 H28計画執行なし
- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数(常勤換算) H28計画執行なし
- ・在宅(施設を含む)の看取り率 H28計画執行なし

(3) 介護施設等の整備に関する事業

- ・小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 H28計画執行なし
- ・認知症高齢者グループホームにおけるサービス見込量 H28計画執行なし

(4) 医療従事者の確保

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数
H28計画執行なし
- ・病院、公立診療所の医師の充足率
76.5%(H27年度)→80.1%(H30年度)
※【目標値】80%(H31年度)

- ・病院の看護師の充足率
95.7% (H27年度) → 96.8% (H30年度)
※【目標値】97% (H31年度)

(5) 介護従事者の確保に関する事業 H28計画執行なし

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
病床の機能分化・連携に資する施設整備事業への支援を9件実施したことにより、平成30年度までに、急性期病床が269床、慢性期病床が113床減少したが、回復期病床が238床増加しており、地域医療構想に基づく病床機能の再編が促進された。

(2) 在宅医療の推進に関する事業
「まめネット」への参加医療機関を増加させることにより、多職種間の情報連携を促進し、質の高い医療の提供に役立っている。
今後、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの充実を進めるとともに、医療機関等の参加を推進することにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業
H28計画執行なし

(4) 医療従事者の確保
医療機関が行う医師確保の取組や医療従事者の勤務環境改善の取組を支援することにより、医療従事者の県内定着に一定の成果を得ており、数値目標の達成に向け順調に経過している。
今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業
H28計画執行なし

3) 目標の継続状況

- 平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成28年度島根県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 病床の機能分化・連携推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 804,570 千円
事業の対象となる区域	島根県	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県は、東西に長い(約230km)県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、病床の機能分化・連携を促進する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 地域医療構想の達成に資する病床の整備数(急性期病床の集約や不足する回復期病床・慢性期病床の整備) 170床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲市立総合医療センター 50床 ・その他 120床 	
事業の内容(当初計画)	<p>島根県地域医療構想(H28.10策定予定)に基づき効率的で質の高い医療提供体制の構築を進めるため、病床機能転換、構想区域を越えた医療連携や機能分化を促進する急性期機能の強化、及び病床再編に伴う施設設備整備など、各医療圏での合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備への支援を行う。</p> <p>(地域医療構想が策定されるまでの間は、回復期病棟や地域包括ケア病棟の整備など、構想に反映することが明らかな医療機関の施設設備整備への支援を行う。)</p> <p>また、上記の施設設備整備に関連したソフト事業(医療機関単位、区域単位等で行う病床の機能分化・連携に資する人材の確保や整備に向けた調査・検討)に取り組むとともに必要な支援を行う。</p>	

アウトプット指標（当初の目標値）	病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 7カ所
アウトプット指標（達成値）	圏域での合意に基づき、病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 9カ所
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平成30年度までの病床機能転換・削減状況は以下のとおり ○高度急性期・急性期機能 ▲269床 ○回復期機能 238床 ○慢性期機能 ▲113床
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>平成30年度までに、急性期病床が269床、慢性期病床が113床減少したが、回復期病床が238床増加しており、本事業を活用し医療機関を支援する事により、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>地域医療構想調整会議において合意が得られた地域医療構想の達成に資する整備に限定して実施している。また、施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札・合見積等を実施することによりコストの低下を図った。</p>
その他	医療機関の施設整備（9カ所） 安来第一病院、雲南市立病院、大田市立病院（整備中）、 県立中央病院、鹿島病院、奥出雲病院、安来市立病院、安来市医師会病院、出雲市立総合医療センター

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 在宅医療推進のための医療・介護情報 連携強化事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 92,999 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関	
事業の期間	平成 28 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	<p>本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、全県を視野に入れた病床機能の再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。</p> <p>アウトカム指標：ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 1,400 件／月（H30 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	医療機関間、医療機関と介護施設間で情報共有することを条件として、医療機関等が行う、まめネットに接続するためのシステム改修等を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	システム改修を行う機関数	11 カ所
アウトプット指標（達成値）	システム改修を行う機関数	20 カ所
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 3,099 件／月（H30 年度平均）</p> <p>（1）事業の有効性 ・まめネットへの参加医療機関を増加させることにより、多職種間の情報連携を促進し、質の高い医療の提供に役立つ。</p> <p>（2）事業の効率性 ・診療情報、健診情報、調剤情報、介護情報等をまめネットに一元的に集約することにより、効率的な情報連携に仕組みを整備できる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 地域勤務医師赴任促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：病院・公立診療所の医師充足率維持（松江区域・出雲区域以外）（平成 27 年度 69.9%）	
事業の内容（当初計画）	過疎地域、離島の病院等が新規に雇用した医師に対して勤務中における必要な研修を受けるための資金等の貸与や、給与の異動保障を行う場合に、これを支援することにより当該病院等への円滑な赴任を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	資金貸与等を受けて赴任した医師の数 8 人	
アウトプット指標（達成値）	資金貸与等を受けて赴任した医師の数 2 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R 元. 10 月に勤務医師実態調査を実施予定 (松江区域・出雲区域以外の医師充足率 H30 年度 77.2%) (1) 事業の有効性 過疎地域の医療機関が、新たに赴任する医師に対して研修資金の貸与等を行うことにより、医師の赴任を促進することができた。 (2) 事業の効率性 特に医師が不足している過疎地域の医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 15 (医療分)】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、小児救急電話相談事業等	【総事業費 (計画期間の総額)】 67,408 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 25 年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。 アウトカム指標： ・分娩取扱医療機関数の維持（平成 27 年度 21 機関） ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（平成 27 年度 18 病院）	
事業の内容（当初計画）	<p>(1) 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。</p> <p>(2) 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。</p> <p>(3) 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。</p> <p>(4) 小児救急電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負</p>	

	担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15カ所 ・小児救急電話相談の実施 ・小児救急医療医師研修の開催 7回
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張面談や視察を通じた医師の招へい 14名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15カ所 ・小児救急電話相談：通年実施（相談件数 6,349件） ・小児救急医療医師研修の開催 0回
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 分娩取扱医療機関数、小児（二次・三次）救急対応病院数とも維持できた。
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業により分娩取扱医療機関数、小児（二次・三次）救急対応病院数とも維持されており、特定診療科の体制維持・充実を図ることができた。</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、招へいに向けた医師の理解の促進が図られた。</p> <p>○周産期医療体制構築事業</p> <p>分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。</p> <p>平成30年度は申請がなかったが、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。</p> <p>また、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>平成30年度は計画した研修会を中止せざるを得なかったが、外部講師を招き、医師、看護師、助産師等を対象</p>

	<p>とした研修会を開催することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上に一定の効果が得られる。</p> <p>○小児救急電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>旧国庫補助事業と同様の条件で実施することにより、コストの低下を図っている。</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>医師が赴任を考えるにあたり、面談や見学のための交通費を心配することなく検討してもらうことができ、効率的な医師の招へいにつながった。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。</p> <p>○小児救急電話相談事業</p> <p>電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができる。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No21 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 9,237 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： 勤務環境改善実施計画策定病院数の増 (H27 24 病院 → H31 32 病院)	
事業の内容 (当初計画)	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。(訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療勤務環境改善支援センターの設置運営	1 件
	医療分野アドバイザーが訪問する病院の数	3 カ所
アウトプット指標 (達成値)	医療勤務環境改善支援センターの設置運営	1 件
	医療分野アドバイザーが訪問する病院の数	5 カ所
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 勤務環境改善実施計画策定病院数 33 病院 (H30 年度) (1) 事業の有効性 センターが訪問支援等を行うことにより、医療機関の自主的な取組をサポートすることができた結果、勤務環境改善実施計画策定病院数は 33 病院に増加し、医療従事者の勤務環境改善を図ることで医療従事者の確保につながった。 (2) 事業の効率性 関係アドバイザーが一体となって訪問支援することで、効率的・経済的に実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 24 (医療分)】 市町村による医療従事者確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,092 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率向上 (H27 76.5% → H31 80%) ・病院の看護師の充足率向上 (H27 95.7% → H31 97%)	
事業の内容 (当初計画)	地域において必要とされる医療従事者を確保するため、当該地域出身の医学生等への働きかけを強化し、地元での勤務に繋げようとする市町村の取組を強化するなど、市町村が独自に取り組む医療従事者の確保・養成のための活動経費への補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療従事者確保対策に取り組む市町村 12 市町村	
アウトプット指標 (達成値)	医療従事者確保対策として新規事業に取り組んだ 2 市に対して、事業に係る経費の補助を行った。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R. 10 月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施予定 (病院・公立診療所の医師の充足率 H30 80.1%) (病院の看護師の充足率 H30 96.8%)	
	(1) 事業の有効性 市町村が取り組む医療従事者の確保に対して支援することで、地域の市町村への医師の定着を促進し、県全体における医師の地域偏在の解消に寄与した。 本事業により病院・公立診療所の医師の充足率、病院の看	

	<p>護師の充足率ともに向上したため、医療従事者の確保に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>市町村がそれぞれの実情に沿ったきめ細やかな取組を行うことで、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的に実施できた。</p>
その他	